



鳥取県公報

令和3年4月19日（月）
号外第52号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（214）（経営支援課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第214号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和3年4月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和3年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.08パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.09パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.09パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超え11年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.095パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>11年を超え12年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.105パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>12年を超え13年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.115パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.09パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年	年0.115パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.08パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え9年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.085パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.085パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.095パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超え11年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.105パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>11年を超え12年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年</td> <td style="border: 2px solid black;">年0.115パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.085パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年	年0.115パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.09パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年	年0.115パーセント																								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.085パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.105パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.105パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年	年0.115パーセント																								

0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
略		略	年0.125パーセント